一一、引退会長は旧会長が補佐す
一二、静岡は旧会長の家を受けることを承認す
一三、津田は清水会長を旧会長の[illegible]として承認す
一四、給与は現会員の選挙に依るものとす
一五、役員の任期は一ヶ年とす

「別記（三）」　覚書

星製薬株式会社長星一ト星協力村代表[illegible]殿トノ間ニ於テ星製薬従業員代表[illegible]
立会ノ上左記ノ隆盛ヲ期スル為左ノ協定ニ依リ覚書ヲ交換ス
一、星協力村ハ会社ヨリ引揚ゲタル全部ヲ承認ス
二、星社長ハ協力村ニ対シテ[illegible]ノ内金トシテ参百覚書調印ト同時ニ金参拾万円也ヲ昭和二十年
十月末迄ニ金五千円也昭和二十一年三月末迄ニ支払フ[illegible]
三、右内金ノ支払ニ就テハ星社長並ニ従業員デ连帯ノ責任ヲ負フモノトス
四、柬ニ協力村ハ星協力村ノ[illegible]会社ニ於テ協力村ニ[illegible]
五、星社長ハ協力村ニ対スル[illegible]ニ就テハ星製薬株式会社ノ[illegible]
以上ノ細部ノ方法ニ就テハ別ニ協定ス
右覚書ヲ交換シ之ヲ各一通作成シ各自一通宛ヲ保有スルモノトス

昭和二十年九月　日

協力村代表　[illegible]喜郎
星　一
星製薬労働組合従業員代表　影木和向去

「別記（四）」　覚書

星製薬株式会社ト星退職者総代表トノ間ニ於テ協定成立セルモノナル処
昭和二十年八月附覚書ニ基キ退職金第一次分配金三万六千七百四十八円也
ノ支払方ニ付[illegible]ノ件ニ就テハ[illegible]
方ノ[illegible]
ノ授受ハ[illegible]全額[illegible]
右覚書ハ後日ノ為[illegible]
各自一通宛ヲ保有スルモノトス

昭和二十年九月　日

星製薬株式会社長
退職者総代表

星　一
星一枝　芳男
佐[illegible]　手波